

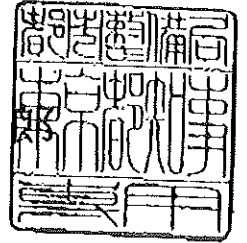
平成22年 4月15日

(有) 隆成建工

齋藤 隆 様

東京都知事 石 原 慎 太

一般 建設業の許可について (通知)



平成22年 3月24日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	東京都知事 許可(般-22) 第 134431 号
許可の有効期間	平成22年 4月15日から平成27年 4月14日まで
建設業の種類	機械器具設置工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 : 平成27年 3月15日
(裏面の注意事項をお読みください。)